

(案)

宮行評委第 号
令和4年8月 日

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

宮城県行政評価委員会

委員長 堀切川 一男

宮城県行政評価委員会政策評価部会

部会長 佐藤 健

令和4年度政策評価・施策評価について（答申）

令和4年6月22日付け総政第33号で諮問されたこのことについて、行政評価委員会条例第6条第1項第1号及び同条第7項の規定に基づき、政策評価部会において調査審議を行った結果を別紙のとおり取りまとめたので、答申します。

令和4年度

政策評価・施策評価について

宮城県行政評価委員会

目 次

I 答申に当たって	1
II 調査審議の方法	1
III 調査審議の結果	3
宮城県行政評価委員会政策評価部会 審議結果一覧表	5

令和4年度政策評価・施策評価について

I 答申に当たって

宮城県では、県民の視点に立った成果重視の県政を推進することを目的として、平成14年4月1日から、「行政活動の評価に関する条例」に基づき行政評価を実施している。

このうち政策評価・施策評価については、県が自ら、施策に設定された目標指標等の達成状況、県民意識調査結果、社会経済情勢、事業の実績及び成果等を踏まえて政策・施策の成果を評価するとともに、政策・施策における課題と対応方針を示すことになっている。

この県が自ら行う評価の透明性や客観性を確保するため、学識者や有識者で構成される宮城県行政評価委員会に、知事の諮問に応じて、政策評価・施策評価に関する調査審議を行う組織として政策評価部会が置かれている。

当委員会では、今年の6月22日に、新・宮城の将来ビジョンの体系に基づく8政策18施策を対象とした県の評価原案「政策評価・施策評価基本票」について、知事から諮問を受けた。

政策評価部会では、7月1日、7月13日及び8月1日の3回にわたって開催された部会において、県の評価原案の妥当性について、専門的な立場や県民の視点から調査審議を行った。調査審議の結果の詳細については後記のとおりである。

当委員会の答申を通じて、県の行政運営の向上が図られ、「新・宮城の将来ビジョン」に掲げる宮城の将来像が確実に実現されることを願っている。

II 調査審議の方法

宮城県行政評価委員会政策評価部会は、県から諮問を受けた令和4年度政策評価・施策評価に関し、県の評価原案である「政策評価・施策評価基本票」に基づき、調査審議を行った。

1 調査審議の対象

令和4年度に諮問を受けた政策評価・施策評価は、新・宮城の将来ビジョンの体系に基づく8政策18施策であり、その全てについて調査審議を行った。

2 調査審議の進め方

当部会では、「新・宮城の将来ビジョン」に係る各基本票の記載内容につい

て，調査審議を実施した。

【政策評価部会の開催状況】

	開催日	議事
第1回	令和4年7月1日	・政策評価部会の進め方等について ・令和4年度政策評価・施策評価について
第2回	令和4年7月13日	・令和4年度政策評価・施策評価について
第3回	令和4年8月1日	・令和4年度政策評価・施策評価に係る県民意見について ・令和4年度政策評価・施策評価に係る審議について ・令和4年度政策評価・施策評価に係る答申案について

Ⅲ 調査審議の結果

成果の検証を踏まえた評価原案の妥当性について判定（2区分）を行うとともに、それぞれの政策・施策について意見を付した。

1 政策・施策の調査審議結果

【県の政策評価に対する判定及び意見（8政策）】

判定		意見を付した政策数
適切	要検討	8政策
○政策	○政策	

【県の施策評価に対する判定及び意見（18施策）】

判定		意見を付し施策数
適切	要検討	14施策
○施策	○施策	

県の「成果の検証を踏まえた評価原案」に対する判定の区分

適切：県の評価原案について、「政策・施策目標に対する成果の検証」を踏まえた評価は妥当であると判断されるもの。

要検討：県の評価原案について、「政策・施策目標に対する成果の検証」を踏まえた評価の妥当性を認めることができず、県が最終評価を行うに当たり、評価内容を検討する必要があると判断されるもの。

2 政策評価・施策評価の判断等に付した主な意見

政策評価・施策評価の判断等に当たり、「成果の検証を踏まえた評価原案」の評価は概ね妥当と判断されるが、一部不十分な点が見られる。

その判断に当たって付した主な意見は次のとおりである。

(1) 目標指標の在り方

目標指標は、施策に期待される成果の発現の状態を客観的に測るための重要なものであるため、設定理由を更に明確にする必要がある。特に、目標値が初期値と同一又は下回っている目標指標は、設定理由について丁寧に記載する必要がある。

(2) 政策・施策における課題と対応方針について

P D C A サイクルの一翼を担う政策・施策の評価を、次の実施計画等に反映させるためには、政策・施策で生じた課題を的確に把握するとともに、その解決に向けての効果的な対応方針を示すことが重要であるが、進捗に遅れの見られる政策・施策については、その要因や課題を分析し、現在の対応状況及び課題の解決に向けた具体的な対応方針を示すことが必要である。

その記載に当たっては、政策評価・施策評価は、県民への説明責任を果たすことが重要な目的の一つであるため、これらの記載は県民に分かりやすいものとするのを心がける必要がある。

また、新型コロナウイルス感染症については、県内の産業、医療、福祉、教育等幅広い分野に影響が及んでいることから、その影響を的確に把握し、対応が必要な課題について、感染収束後も見据え、適切に対応していくことを期待する。

併せて、相互に関連性の強い政策については、政策間で連携を図りながら推進していくことに期待する。

(3) 政策・施策目標に対する成果の検証について

成果重視の行政運営を推進するに当たり、行政評価には、県が政策・施策・事業の実施により、どのような成果を上げたのかを的確に検証することが求められているが、評価の妥当性の判断に必要な成果について、記載内容が不足している

ものが見受けられたため、補足資料によって追加的な説明を受けた。

また、目標指標における実績が新型コロナウイルス感染症の影響などにより大幅に落ち込んだ一方で、本来の政策・施策に加えて新型コロナウイルス感染症への対応を行うなど、平時とは異なる状況下において県が努力して取り組んだ内容が記載されており、引き続き、評価原案の作成に当たっては、こうした内容を県民に分かりやすく伝えることが重要である。

施策の成果の評価に当たっては、1年の成果を踏まえた上で、施策に期待される成果を発揮することができたかについて、目標指標の達成状況、県民意識、社会経済情勢、事業の実績及び成果等の視点から総合的に評価し、施策の方向性の体系に沿って評価の理由を具体的に分かりやすく示す必要がある。その上で、政策の評価に当たっては、政策を構成する各施策の取組状況や成果を俯瞰的に判断し評価するとともに、各政策間の連携についても意識しつつ、総合的な評価の理由を、分かりやすく示す手法について検討されたい。

宮城県行政評価委員会政策評価部会 審議結果一覧表

新・宮城の将来ビジョンの体系

政策番号	政策名	県の評価原案	県の評価原案に対する宮城県行政評価委員会の判定	施策番号	施策名	県の評価原案	県の評価原案に対する宮城県行政評価委員会の判定
政策推進の基本方向1 富県宮城を支える県内産業の持続的な成長促進							
1	全産業で、先進的取組と連携によって新しい価値をつくる	概ね順調		1	産学官連携によるものづくり産業等の発展と研究開発拠点等の集積による新技術・新産業の創出	概ね順調	
				2	宮城が誇る地域資源を活用した観光産業と地域を支える商業・サービス業の振興	概ね順調	
				3	地域の底力となる農林水産業の国内外への展開	概ね順調	
2	産業人材の育成と産業基盤の活用によって持続的な成長の基礎をつくる	概ね順調		4	時代と地域が求める産業人材の育成と活躍できる環境の整備	概ね順調	
				5	時代に対応した宮城・東北の価値を高める産業基盤の整備・活用	概ね順調	
政策推進の基本方向2 社会全体で支える宮城の子ども・子育て							
3	子ども・子育てを社会全体で切れ目なく応援する環境をつくる	やや遅れている		6	結婚・出産・子育てを応援する環境の整備	やや遅れている	
				7	家庭・地域・学校の連携・協働による子どもを支える体制の構築	概ね順調	
4	社会を生き、未来を切りひらく力をはぐくむ教育環境をつくる	やや遅れている		8	多様で変化する社会に適応し、活躍できる力の育成	やや遅れている	
				9	安心して学び続けることができる教育体制の整備	やや遅れている	
政策推進の基本方向3 誰もが安心していきいきと暮らせる地域社会づくり							
5	一人ひとりがいきいきと豊かに生活できる環境をつくる	概ね順調		10	就労や地域活動を通じた多様な主体の社会参画の促進	概ね順調	
				11	文化芸術・スポーツ活動と生涯学習の振興	やや遅れている	
6	健康で、安全安心に暮らせる地域をつくる	概ね順調		12	生涯を通じた健康づくりと持続可能な医療・介護サービスの提供	概ね順調	
				13	障害の有無に関わらず安心して暮らせる社会の実現	概ね順調	
				14	暮らし続けられる安全安心な地域の形成	概ね順調	

政策番号	政策名	県の評価原案	県の評価原案に対する宮城県行政評価委員会の判定	施策番号	施策名	県の評価原案	県の評価原案に対する宮城県行政評価委員会の判定
政策推進の基本方向4 強靱で自然と調和した県土づくり							
7	自然と人間が共存共栄する社会をつくる	概ね順調		15	環境負荷の少ない地域経済システム・生活スタイルの確立	概ね順調	
				16	豊かな自然と共生・調和する社会の構築	概ね順調	
8	世代を超えて安全で信頼のある強くしなやかな県土をつくる	概ね順調		17	大規模化・多様化する災害への対策の強化	概ね順調	
				18	生活を支える社会資本の整備、維持・管理体制の充実	概ね順調	

※ 宮城県行政評価委員会の判定は、県の評価原案の妥当性について「適切」「要検討」の2区分により判定したものである。